

とまチョップ生誕 10 周年記念協賛事業に関する事務取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市内の民間団体、市民団体等が開催する事業等に対し、とまチョップ生誕 10 周年記念協賛事業（以下「協賛事業」という。）としての承認をする基準その他必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第 2 条 承認する協賛事業は、次に掲げる事項に該当すると認められるものとする。

(1) 本市の産業、経済、教育、文化、芸術、スポーツ、社会福祉等の振興又は市民福祉の増進に寄与すると認められるもので、とまチョップ生誕 10 周年記念の機運を高めることに資する事業等。

(2) 講演会、講習会、物産展、各種レクリエーション等市民生活に有益と認められるもので、とまチョップ生誕 10 周年記念の機運を高めることに資する事業等。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を行わないものとする。

(1) 主に営利又は商業宣伝を目的とするもの。

(2) 法令及び公序良俗に反するもの。

(3) 特定の政党その他政治団体の活動に利用するもの。

(4) 特定の宗教、宗派、教団等の活動に利用するもの。

(5) 暴力的不法行為を行う恐れのある組織の利益になると認められるもの。

(6) 実施計画等が完全ではなく、実施の確実性が疑わしいもの。

(冠の使用)

第 3 条 協賛事業として承認された事業等は、当該事業等が協賛事業であることを明示する名称（以下「冠」という。）を使用することができる。

2 前項により使用することのできる冠の種類は、次の各号のいずれかとする。

(1) 「とまチョップ生誕 10 周年記念協賛事業」

(2) 「とまチョップ生誕 10 周年記念」の後に事業名を加えるもの。

(3) 「TOMACHOP 10th Anniversary」の前後に事業名を加えるもの。

3 前項第 2 号及び第 3 号の冠を使用する場合は、別途「とまチョップ生誕 10 周年記念協賛事業」の標記を付記しなければならない。

4 第 1 項の規定に関わらず、次に掲げるものは、冠を使用することができる。

(1) 報道機関等が使用するもの。（報道、広報等の目的に使用する場合に限る。）

(申請の手続)

第4条 協賛事業承認の申請をしようとするものは、承認申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は申請者に対し、事業に係る資料の提出を求めることができる。

(承認の通知)

第5条 申請者への承認又は不承認の通知は、承認(不承認)書(様式第2号)により行うものとする。

2 市長は、前項に規定する承認をするときは、次に掲げる条件を付することができる。

(1) 本承認は、本事業のみに対するものであり、他の便宜を供与するものではないこと。

(2) 本承認は、本事業のみに対するものであり、寄附行為等の付随する活動に使用しないこと。

(3) 本事業の実施に伴う入場券やプログラム等の販売に際し、押し付け、強制的な割り当て販売をしないこと。

(変更の届出)

第6条 前条の承認通知を受けた後において、申請内容について変更しようとするときは、あらかじめ、変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を得なければならない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、前条に定める手続きを怠り、又は申請内容に反する行為をした者に対し、使用承認を取り消すことができる。

(情報公開)

第8条 市は、とまチョップ生誕10周年について、広く周知を図る観点から、協賛事業の承認等について情報を公開することができる。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。